

人権擁護委員制度を

ご存じですか

住民課 内線249

6月1日は、人権擁護委員の日です。人権擁護委員は、人格、識見高く広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方を、本町の議会の意見を聞いて町長が推薦し、法務大臣が委嘱します。この人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵されることのないように監視し、もしこれが侵された場合には、その救済のために速やかに適切な処理をすることが使命とされています。

◆扶桑町の人権擁護委員（敬称略）

林隆生 千田 純子

市川 峯子 梅村 ちゆき

◆特設人権相談

◆相談日 6月7日（金）

◆場所 扶桑町総合福祉センター

2階大会議室

◆時間 午後1時30分～4時

病児・病後児保育を

行っています

福祉児童課 内線226

病児・病後児保育とは、病気や病気の回復期である児童をお持ちの保護者が、勤務等で自宅での育児ができない場合にその児童をお預かりする事業です。

◆対象 扶桑町及び大口町に在住する生後7か月から小学校3年生まで（大口町在住の方は生後3か月から）

◆実施医療機関

つくしこどもクリニック

扶桑町大字柏森字平塚329番地

☎（93）0600

予約専用

☎090（8556）7502

◆利用時間 月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時30分

*土曜日・日曜日・祝日・その他実施医療機関の休診日は利用できません。

◆利用料金 1時間当たり500円（1日最大3,000円）

保育中に実施医療機関の物を使用した場合には、実費徴収の場合があります。

◆利用申込み 実施医療機関へ直接お申し込みください。

◆事前予約について

利用日前日につくしこどもクリニックで診察を受け、利用日当日も療養が必要であると認められるお子さんに限り、事前予約することができ（先着1名）

●当日予約について

午前7時15分から正午まで予約ができます。但し、予約後のキャンセルはできません。

*登録申請・利用申請は事前にできます。登録申請書・利用申請書は実施医療機関及び福祉児童課にあります。

*診察の結果、利用できない場合があります。

◆定員 2名

◆持ち物 つくしこどもクリニックへお問い合わせください。

斎藤保育園と高雄保育園で一時保育事業を行っています

福祉児童課 内線226

保護者の就労、入院、育児疲れなどにより、児童の家庭での保育が、一時的に困難になったときに一定期間の範囲で、保護者に代わって児童を保育します。

◆実施している保育所
・扶桑町立斎藤保育園
・扶桑町立高雄保育園

《対象となる児童と保育期間》

対象児童	保育期間
保護者の就労、職業訓練、就学等により、原則として平均週3日を限度として、断続的に家庭保育が困難となる児童	週3日 かつ 1か月14日以内 ただし、6か月を 限度とする
保護者等の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童	保育を必要とする 期間 ただし、1か月 14日以内
育児疲れのために一時的に家庭保育が困難となる児童	

《利用料金（児童1人につき）》

区 分	金額		
	1日 8:30 ～16:30	半日 8:30 ～12:30	半日 12:30 ～16:30
3歳未満児	2,000円	1,000円	1,000円
3歳児	900円	500円	500円
4歳・5歳児	800円	400円	400円
主食費 (3歳以上)	50円	50円	

◆利用料金の支払い方法

当日現金でお支払いください。

◆注意

○事前のお申し込みが必要です。利用したい日が属する月の前の月の初日から申し込みが可能です。申込用紙に児童の健康の記録・生活状況等について記入していただきます。

○申告の内容と事実が異なっている場合や、児童が病気などにより集団保育が困難と認められるときは利用をお断りすることがあります。

○保育園の運営上、不測の事態が生じたときや気象状況が急変したときは、一時保育を休止することがあります。

◆申込み・問い合わせ

・扶桑町立斎藤保育園

☎（93）1330

・扶桑町立高雄保育園

☎（93）2204

◆休日

土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月28日～1月5日）

◆保育時間

平日 午前8時30分～午後4時30分

◆定員 どちらも1日10人

◆対象年齢 満1歳以上・就学前児童